

釧路地域4市町合併協議会

行財政小委員会

第6回会議資料

日時 平成16年11月18日(木) 午後1時30分

場所 釧路市観光国際交流センター 3階研修室

## 会 議 次 第

### 1 協議事項

( 1 ) 地域審議会の取扱いについて

( 2 ) 新市建設計画(素案)第6章財政計画(案)について

( 3 ) 議会議員の取扱いについて

### 2 次回開催日程

### 3 その他

## 1 協議事項

### (1) 地域審議会の取扱いについて

#### (仮称)地域協議会の概要

- |    |       |   |
|----|-------|---|
| 1  | 根拠法令  | 地方自治法第138条の4第3項   |
| 2  | 設置方法  | 4市町の協議により組織の内容を定め、新市の条例により設置する。<br>条例は、他の附属機関と分けて、個別の条例とする。   |
| 3  | 名称等   | 釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町にそれぞれ(仮称)地域協議会を置くこととし、名称を(仮称)釧路地域協議会、(仮称)阿寒地域協議会、(仮称)白糠地域協議会及び(仮称)音別地域協議会とする。   |
| 4  | 設置目的  | 新市における一体感の醸成を目的として、次の事項を担う協議会を設置する。<br>(1) 合併に対する住民の不安の解消<br>(2) 住民意思の反映<br>(3) 市民協働の体制づくり  |
| 5  | 設置区域  | 旧市町単位とする。   |
| 6  | 所掌事務  | (1) 協議会の設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ審議し、答申する。<br>ア 新市建設計画に基づく施策の実施に関すること<br>イ 総合計画に関すること<br>ウ 当該区域固有の事務事業に関すること<br>エ 市民協働の推進に関すること<br>(2) 協議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができる。 |
| 7  | 委員定数等 | 各協議会の委員定数は10名とし、市長が選任する。<br>委員構成は、各種公共的団体からの推薦者、学識経験者、公募による選出者等とする。<br>任期は2年とする。  |
| 8  | 報酬    | 日額報酬とする。  |
| 9  | 組織等   | それぞれの協議会に、会長、副会長を置く。<br>会議の議長、議長の職務代理などは通例による。<br>委員選任後の第1回の会議は市長が招集し、以降は会長が招集する。   |
| 10 | 設置期間  | 新市の市長就任後、速やかに設置する。<br>終期は定めないが、組織のあり方について定期的に見直すことを附則に定める。  |

(2) 新市建設計画(素案)第6章財政計画(案)について

第4回小委員会配布資料参照

(3) 議会議員の取扱いについて

第3回小委員会配布資料再掲

議会議員の取扱いについて

通番	大項目	4市町協議		専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針	調整内容		
	小項目				
	細項目				
1	04 議会	再編	1 議員定数については、「在任特例」を採用することとする。  市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年6ヶ月(平成19年4月30日まで)引き続き新市の議会議員として在任する。  その後の一般選挙における議員定数については、38人(法定数)とする。  2 常任委員会の設置については、議員による調整機関を設置の上、合併時まで調整する。	議会事務局	06
	01 議会の状況	合併時			
	01 組織・機構				
	01 議員定数・任期・常任委員会の状況				
2	04 議会	統合 (一本化)	1 報酬額  2 費用弁償 釧路市の制度(5千円/回)と併せ、新市の旅費規程に準じて交通費の支給をする。	議会事務局	06
	01 議会の状況	合併時			
	03 報酬等				
	01 議員の報酬等				
3	04 議会	統合 (一本化)	1 政務調査費 釧路市の制度(60千円/月(720千円/年))に一本化する。  2 国際交流促進議員連盟 在任特例期間中は凍結する。	議会事務局	06
	01 議会の状況	合併時			
	03 報酬等				
	03 議会活動費への交付金等				

## 2 次回開催日程

(1) 日 時 11月29日(月)午後1時30分

(2) 場 所 釧路全日空ホテル 3階 万葉

## 3 その他